Road of Nagano

# 市町村道

## ■ 市町村道の状況

県内の市町村道は、その延長が 42,261km（令和６年４月１日現在）と、地球一周分程あります。国・県道と共に地方の道路網を構成する『幹線市町村道』と集落内を通る『その他市町村道』に分類されますが、双方とも私たちの生活に最も密着しており、社会活動や日常生活を支えています。

しかし、この市町村道の改良率は 50.0%（全国平均 60.3%）で、全国第 41 位（令和５年３月 31 日現在）と全国的にも、国・県道に比べても低い水準にあります。このため、生活道路の安全で円滑な通行を確保するため、道路の改良や歩道の整備などを進めています。

## ■ 市町村道事業例

【市道　穂高１級６号線　安曇野市】
（事業概要）
現道拡幅
事業期間：H25～ R6
延　　長：800m
幅　　員：6.0（9.75）m
総事業費：333.2 百万円

【市道　渡馬車屋線　伊那市】
（事業概要）
現道拡幅
事業期間：R2～ R7
延　　長：940m
幅　　員：5.5（7.0）m
総事業費：225 百万円

## ■ 県代行事業

県代行事業とは、次の３つの法律に基づいて県が市町村に代わって基幹となる市町村道の整備を行う事業です。

### 過疎代行事業

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
（R3.4.1 法律第 19 号）第 16 条

令和７年４月１日現在、上記の法で定められた過疎地域を含むのは 40 市町村です。これらの地域は都市から遠く離れており、経済的にも社会的にも基盤の弱い地域で、人口流出、産業経済の停滞等厳しい状況が続いています。

これら過疎地域に過度の負担をかけず、地域社会の基盤を強化し、地域格差を是正するため、基幹的な市町村道の整備を行うものです。

### 山村代行事業

山村振興法（S40.5.11 法律第 64 号）第 11 条

令和７年４月１日現在、上記の法で定められた振興山村地域を含むのは 49 市町村で、国土保全上重要な役割を担っています。これら山村地域の活性化と住民の福祉の向上を図るため、振興計画を作成し、これに基づき基幹的な市町村道の整備を行うものです。

### 特豪代行事業

豪雪地帯対策特別措置法
（S37.4.5 法律第 73 号）第 14 条

令和７年４月１日現在、上記の法で定められた豪雪地帯を含むのは 20 市町村です。そのうち特に積雪が多く、交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生ずる地域として特別豪雪地帯（特豪地帯）に指定がされているのは 10 市町村です。これらの特豪地帯に過度の負担をかけず冬期の交通を確保するため、基幹的な市町村道の整備を行うものです。

村道　1-3 号線他　野沢温泉村～飯山市　前坂～北竜湖